

鹿屋市排水設備等設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市排水設備等設置整備事業補助金交付要綱（令和2年鹿屋市上下水道事業管理告示第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「すべき日」の次に「（以下「供用開始の日」という。）」を加え、「超える日以後に行う」を「超え、かつ、令和8年4月1日以後に完了する」に改める。

第5条第1項を次のように改める。

補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 供用開始の日から3年以内に完了した排水設備等工事 15万円
- (2) 供用開始の日から3年を超え、令和8年3月31日までに完了した排水設備等工事 10万円

第5条第3項中「供用開始」を「供用開始の日」に、「行おうとする」を「行った」に、「くみ取便所の場合は80,000円、浄化槽の場合は60,000円」を「15万円」に改める。

第6条中「する者」の次に「（以下「申請者」という。）」を加え、「、管理者」を「管理者」に改める。

第7条中「前条」を「申請者は、前条」に、「、提出」を「て管理者に提出」に改める。

第9条の見出し中「の通知」を削り、同条中「前条の規定する」を「前条の規定による」に、「適当」を「適当である」に、「、補助金」を「補助金」に改める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。